

議案第3号

茂原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則の制定について

茂原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則を次のように制定する。

令和4年3月22日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、茂原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、必要な事項を定める。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、幼稚園の運営に係る給食の調理に関する事項を市長の補助機関である職員に補助執行させる。

(専決)

第3条 前条の規定により教育委員会の事務を補助執行する場合において、執行する職員は、所管に係る事項を専決することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づく認定こども園整備に伴い、令和4年3月末で茂原市立五郷幼稚園を閉園し、給食の調理を行う場所を茂原市立二宮保育所に変更するため、所要の改正をするものです。